

鳥取県立童謡館並びに鳥取世界おもちゃ館 の管理業務に関する事業計画書（R8年度）

1 管理運営の体制

（1）管理運営の体制

管理運営の体制については、文化事業の実施をイベント係が、収蔵資料の活用を童謡係とおもちゃ係が、施設の保守管理及び公益法人としての活動を総務係がそれぞれ担う、権限と責任の明確な組織体制とします。小規模組織の利点である意思決定の速さと意思疎通の緊密さを最大限に活かし、適正かつ円滑に業務に当たります。

職員の配置については、原則として年末年始（12月31日～翌1月3日）を除く日の午前8時30分から午後5時30分まで（多目的ホールの夜間利用がある際は、最長午後9時まで）、職員が施設に駐在し、利用者へのサービスを提供します。

また、施設の特性上幼児や年少者連れの利用が多いことに常に配慮し、不時の事態にあっても臨機に必要な行動がとれるよう、日々の業務を通じて職員の資質向上に取り組みます。

（2）日常の職員の配置

年間約350日間の開館日数を維持するため、原則として全職員によるシフト勤務を実施します。職員等の配置場所は2階事務所と1階受付の2ヶ所とします。

配置場所	配置の時間帯	内 容
2階事務室	8:30～17:30	館長1名、正職員13名と事務スタッフ2名をシフト勤務により配置 ※事務スタッフのうち1名は10月1日採用予定
	17:30～21:00	多目的ホールの利用がある日は、施設担当職員等の時間外勤務により対応
1階受付	8:30～17:30	受付スタッフ4名をシフト勤務により配置 ※券売機の設置により当年度より4名体制

(3) 職員の職種と職務

前年度からの主な変更点

- イベント係企画員を増員し2名体制へ。
- 券売機の導入に伴い、受付スタッフを5→4名体制へ。
- 総務系の業務を見直し、これまで企画員と事務スタッフで行っていた施設管理業務を、主査と事務スタッフ（R8.10.1 採用予定）で行います。

合計 21 名 → 20 名（うち事務スタッフ 1 名は R8.10.1 採用予定）

職種	勤務形態	勤務日数	主な職務
館長	常勤	21 日	館を代表し、統括する。
次長	常勤	21 日	館長を補佐し、実務を行う。
総務係（8 名）	常勤	21 日	
係長	常勤	21 日	係を運営し、わらべ館の総務を行う。
主査	常勤	21 日	経理、労務管理。
主査	常勤	21 日	営繕、施設管理。
事務スタッフ	非常勤	20 日	事務補助。 ※10 月 1 日採用予定
受付スタッフ 4 名	非常勤	20 日	入館者への対応。
イベント係（5 名）	常勤	21 日	文化事業の企画、実施
係長	常勤	21 日	係を運営する。
企画員 2 名	常勤	21 日	イベントの企画、実施のリーダー。
主査 2 名	常勤	21 日	イベントの企画、実施。
おもちゃ係（2.5 名）	常勤	21 日	おもちゃ館の学芸部門
係長兼専門員	常勤	21 日	係を運営し、おもちゃの学芸業務を行う。
専門員	常勤	21 日	おもちゃの学芸業務を行う
事務スタッフ（童謡係兼務）	非常勤	20 日	収蔵品データベースの登録作業。
童謡係（2.5 名）	常勤	21 日	童謡館の学芸部門
係長兼専門員	常勤	21 日	係を運営し、童謡の学芸業務を行う。
専門員	常勤	21 日	童謡の学芸業務を行う
事務スタッフ（おもちゃ係兼務）	-	-	収蔵品データベースの登録作業。
合計			20 名

(4) 組織図

別紙のとおり。

2 管理業務の実施計画

(1) 基本方針

当年度は、令和6(2024)年4月に始まった5年間の指定管理期間の3年目にあたり、平成7(1995)年7月7日のわらべ館(県立童謡館と市立鳥取世界おもちゃ館)開館から数えて31回目の事業年度となります。開館30周年の記念の年となった前年度は、平井知事や深澤鳥取市長をお招きしての記念セレモニーを始め、数々のメモリアルイベントを成功裏に終えることができました。中でも、おもちゃ病院で培った技術と経験を活かした「おもちゃドクターの魔改造おもちゃショー」、木造教室一带の照明を落とし暗闇の中で開催した「こわいうた展」、わらべ館のシンボルからくり時計にフィーチャーした「からくり時計の世界」展は、マスコミにも大きく取り上げられ、印象に残るものでした。

また、利用者への謝恩企画として通年で実施した年間パスポートの1,000円入会キャンペーン(通常2,500円、シニア1,500円)は、開始直後から好評を博し、令和7年3月末時点で464名だった会員数は、令和8年1月末現在で約4.5倍の2,105名まで増えています。ラインミニアプリを使った会員証の電子化でさらに使いやすくなるこの4月からは、統一価格1,500円での販売を計画しています。



開館31年目となる当年度も、30周年から続く良い流れに掉さし、多くの利用者から愛される施設となれるよう、童謡館基金とおもちゃ館基金も活用しながら、多彩な事業を展開する計画としています。

(2) 開館時間

開館時間は、子どもから年配の方まで、全ての世代が安心して楽しめる健全な文化観光施設としての観点から午前9時から午後5時(多目的ホールの利用にあっては午後9時)までを基本とします。

朝の繰り上げ開館（午前 8 時 30 分）

前年度からの主な変更点

これまでGWとお盆期間に早朝（午前 8 時）開館を行ってきましたが、近年の利用傾向を踏まえ、今年度からは来館者が多く、効果の高いお盆期間の朝方（午前 8 時 30 分）に絞って実施します。

令和 8 年度の朝（午前 8 時 30 分）開館は次のとおりです。

○令和 8 年 8 月 11 日（火・祝）～8 月 15 日（土） 5 日間

このほか、文化事業の実施の都合等により、臨時開館や閉館時間の繰り上げ、繰り下げを行うことがあります。その際は別途事前に申請を行います。

（3）休館日の設定

休館日の設定については、多くの方に施設を利用していただくため、原則として施設設備の保守点検やメンテナンス等に必要最小限の日数のみを休館とし、次のとおり設定します。令和 8 年度の開館予定日数は 350 日間です。

定休日

○8 月を除く毎月第 3 水曜日

（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

年末年始

○12 月 31 日から 1 月 3 日までの日（4 日間）

このほか、施設設備のメンテナンス等により臨時の休館を要する際には、事前に申請を行います。

（4）利用料金の設定

公立施設として広く一般の利用に供するため、引き続き次のとおり低廉な料金に設定します。また、子どもの社会教育施設、子育て支援施設としての役割も期待されていることから、高校生以下からは入館料を徴収せず、子ども達の集まることのできる場所として利用の促進を図ります。

< 県立童謡館 >

ア 入館料

区分	金額
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 200円

イ 多目的ホール（いべんとほーる）利用料

区分	金額
午前	1回につき 1,910円
午後	1回につき 3,820円
夜間	1回につき 4,790円
午前・午後	1回につき 5,730円
午後・夜間	1回につき 8,610円
全日	1回につき 10,520円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいいます。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）または午後5時から午後6時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとします。

※延長利用料の額

区分	金額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120の額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120の額

- 3 いべんとほーるを利用する場合において、冷房または暖房を使用したときは、この表に定める利用料の額に、それぞれの区分に定める利用料の額の2割に相当する額を加算するものとします。

ウ 設備使用料

設備名	設置 数量	利用料（1時間あたり）	
		単位	金額（円）
ピアノ	1	台	400
マイク	6	本	100
LDプレイヤー	1	台	250
CDラジカセ	1	台	250
DVDデッキ	1	台	250
CD・MDデッキ	1	台	250
持ち込み電源	1	Kw	50
パソコンプロジェクター	1	台	450
動画制作・Web配信用機器（4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類）	1	セット （1回につき）	1,890

<鳥取市立鳥取世界おもちゃ館>

ア 入館料

区分	金額
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 200円

※ただし、県立童謡館及び市立鳥取世界おもちゃ館いずれか一方のみの利用は、できないものとします。

(5) 利用料金の減免設定

次のとおり、利用料金を減免します。なお、この表において、利用料とは多目的ホール（いべんとほーる）利用料をいいます。

項目	減免率
1 いべんとほーるを専ら練習または準備のため利用するとき。	利用料の半額免除
2 いべんとほーるを学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。	利用料の全額免除
3 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費（指定難病）医療受給者証または障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事又は市長が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき（いべんとほーるを利用する場合にあっては、障がい者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）	

<p>及びその介護者が利用するとき（いべんとほーるを利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。）。</p> <p>(1) 入館するとき。</p> <p>(2) いべんとほーるを利用する場合で、来場者が特定されているとき。</p> <p>ア 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等並びにその介護者の割合が2分の1以上のとき。</p> <p>イ 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等並びにその介護者の割合が2分の1未満のとき。</p> <p>(3) いべんとほーるを利用する場合で、来場者が特定されていないとき。</p> <p>(4) ただし(2)、(3)の利用において、実費を超える入場料の徴収あるいは営利を目的とする場合は減免をしない。</p>	<p>入館料の 全額免除</p> <p>利用料の 全額免除 利用料の 半額免除 利用料の 全額免除</p>
<p>4 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、第38条に規定する母子生活支援施設、第39条第1項に規定する保育所、第41条に規定する児童養護施設又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校」という。）の引率者が学校等の行事で入館するとき。</p>	<p>入館料の 全額免除</p>
<p>5 旅行業関係者が添乗員として入館するとき。</p>	<p>入館料の 全額免除</p>
<p>6 旅行者、学校関係者が下見のために入館するとき。</p>	<p>入館料の 全額免除</p>
<p>7 わらべ館年間パス会員が入館するとき。</p>	<p>入館料の 全額免除</p>
<p>8 わらべ館年間パス会員の同行者が入館するとき（同行者5名まで）。</p>	<p>入館料の 2割免除</p>
<p>9 外国人観光客等が入館するとき。</p>	<p>入館料の 半額免除</p>

10 わらべ館創立日（7月7日）及びとっとり県民の日、関西文化の日のうち館長の指定する日に入館するとき。	入館料の全額免除
11 理事、評議員などが、わらべ館の運営のため入館するとき。	入館料の全額免除
12 その他教育、学術及び文化の振興を図るため、館長が特に必要があると認めるとき。	入館料の全額免除

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合等、入館促進のため館長が特に必要があると認めるときは利用料金を減免することができる。この場合において、減免率は入館料の2割とする。

- (1) 鳥取県または鳥取市が主催、共催等する観光客を誘致するためのキャンペーンの参加者が入館する場合。
- (2) 旅行業者等の企画する、わらべ館を立ち寄り先とした旅行商品の利用者が入館する場合。
- (3) 鳥取市内で開催される全国規模のイベント及び複数県が参加する会議の開催期間中とその前後の日に、参加者が入館する場合。
- (4) 雑誌やインターネット等に入館割引券を付した広告を掲載し、その割引券を持参した者が入館する場合。
- (5) 誘客のため近隣の類似施設等に入館割引券を設置し、その割引券を持参した者が入館する場合。
- (6) 前各号に定めるもののほか、利用料金を減免することで、利用者の増加や宣伝効果が見込めると館長が判断する場合。

(6) 文化事業の実施計画

別添のとおり。

3 利用率及び利用者数の見込み

(1) 利用率（いべんとほーる）

いべんとほーるは、当法人の文化事業の実施会場として利用するほか、主催事業の無い日は外部に積極的に貸し出しを行います。利用率は60%（開館日ベース）を見込んでいます。

(2) 利用者数

利用者数は令和7年度の11万人台からの上積みを目指し、引き続き年間12万人の利用を目標とします。

4 再委託、工事請負の発注予定

(1) 再委託の発注予定

申請書に記載の業務委託を予定するほか、次の考え方に沿って外部に業務委託を行います。

外部委託の考え方

管理運営に必要な業務のうち、業務遂行に要するコストや専門技術等を勘案し、財団が直接その業務を行うよりも外部に業務を委託した方が経済的、技術的に有利、または童謡とおもちゃの文化振興を図る上で有効有益であると館長が判断する場合には、一部業務の外部委託を行います。

外部委託する業務内容

○施設設備の維持管理に係る業務

その遂行に際して専門的な技術や技能、免許等を要する業務

例 清掃及び建築物衛生管理、消防用設備点検、エレベーター保守業務等。

○文化事業の実施に係る業務

その遂行に際して高い技術や技能の提供により、効果的な文化振興が見込めると館長が判断する業務

例 プロの出演者による公演等の提供、イベントの実施、音響照明業務等。

○その他館の運営に係る業務

職員が遂行するよりも外部に委託した方が経済的、技術的に有利、または効果的な文化振興が見込めると館長が判断する業務

例 ホームページの保守、広告デザインの制作業務等。

委託先の選定方針

鳥取県産業振興条例の趣旨を尊重し、県内産業の健全な発展を支援するため特殊な技術や知識を要するものを除いて、原則として県内（特に鳥取市内）に本支店等を有する事業者を、優先的に業務の委託先として選定します。

特殊な技術や知識を要する業務や同種のサービスを提供する県内事業者が存在しない等の理由により、やむを得ず県外の事業者に発注する場合は、その業務を納入できる事業者が一家しか存在しない場合を除き、原則として県または鳥取市の競争入札参加資格者名簿の中から委託先を選定します。

(2) 工事請負の発注予定

発注の予定はありません。

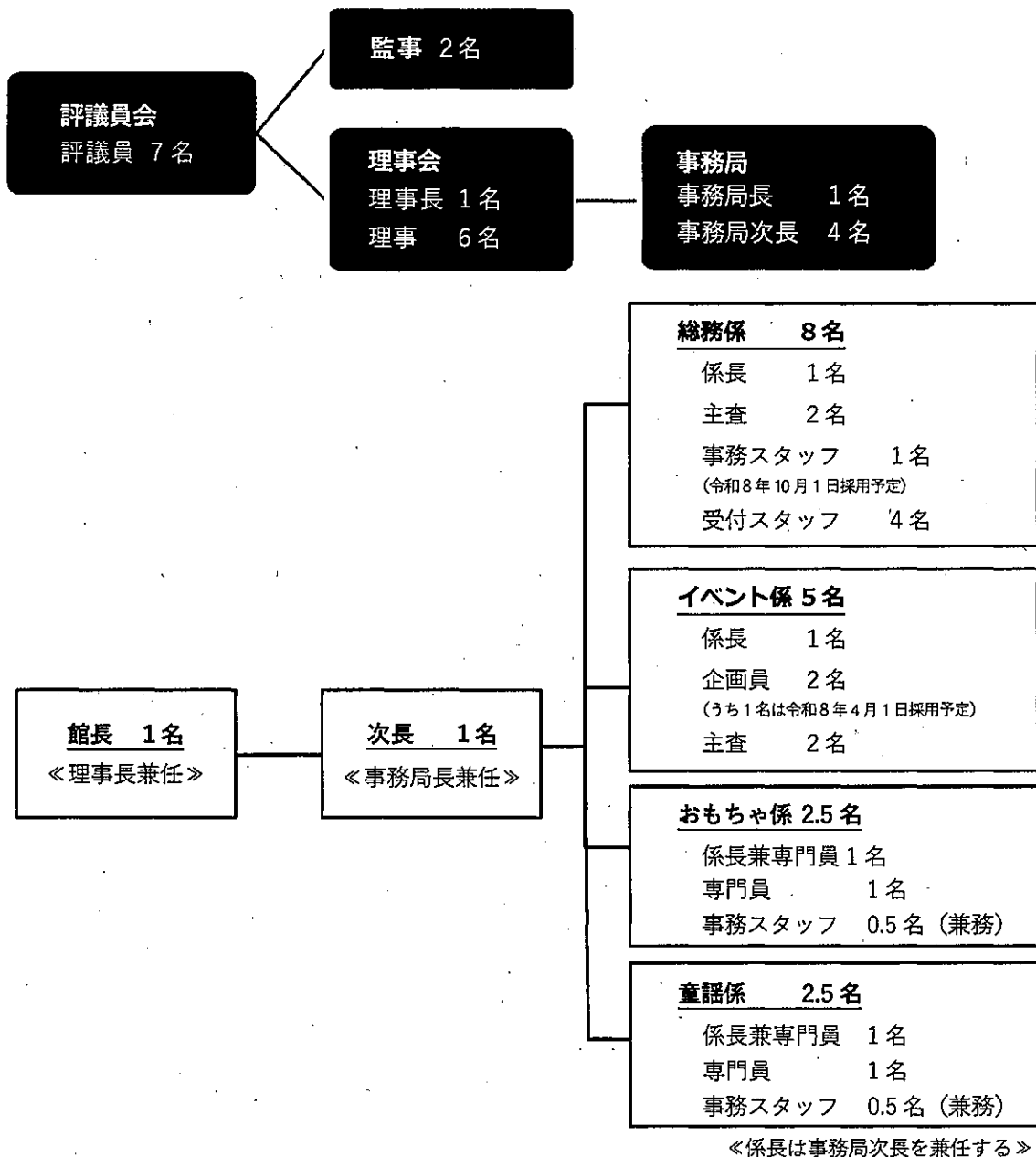
5 管理業務に係る経費の収支計画

管理業務に関する収支計画書のとおり。

法人及び館の組織図（令和8年4月1日予定）

前年度からの主な変更点（再掲）

- イベント係企画員を増員し2名体制へ。
- 券売機の導入に伴い、受付スタッフを5→4名体制へ。
- 総務系の業務を見直し、これまで企画員と事務スタッフで行っていた施設管理業務を、主査と事務スタッフ（R8.10.1採用予定）で行います。



合計 21 名 → 20 名（うち事務スタッフ 1 名は R8.10.1 採用予定）

令和8年度管理施設の管理業務に関する収支計画書

法人の名称（公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館）

（単位：千円）

	区 分	内 訳	備 考
収入項目	県委託料収入	童謡館指定管理委託料	91,224
	市委託料収入	鳥取世界おもちゃ館指定管理委託料	91,224
	利用料収入	入館料14,778、ほーる利用料1,700、友の会収入1,500	17,978
	事業収入	童謡事業50、おもちゃ事業14、共同100	164
	館内販売売上収入	童謡事業550、おもちゃ事業2,100、共同180	2,830
	基本財産運用収入	国債利息144	144
	特定資産運用収入	普通預金利息45	45
	雑収入	自動販売機売上手数料300、預金利息ほか106	406
	基金取崩収入	童謡館基金5,873、おもちゃ館基金4,286	10,159
収入合計（A）			214,174
支出項目	人件費（常勤職員）	館長、常勤職員13名分	81,629
	人件費（非常勤職員）	受付職員4名、事務補助2名分	17,799
	管理運営費		80,764
	旅費	費用弁償20、研修講師旅費80	100
	通信運搬費	電話料金240、郵券120、インターネット回線使用料等350	710
	支払手数料	送金手数料300、アプリ設定手数料200、ほか298	798
	消耗品費	施設管理消耗品800、電球類500、プロジェクターランプ400、紙類586	2,286
	印刷製本費	コピー代600、入館券・パンフレット・封筒印刷等436	1,036
	燃料費	館用車ガソリン代、自家発電機軽油代等100	100
	賃借料	著作権使用料856、事務機器等リース料1,894、ソフト使用料250	3,000
	保険料	博物館総合保険70、出演者等傷害保険80、自動車保険等130	280
	諸謝金	研修講師謝金100	100
	公課費	消費税、固定資産税等	9,900
	委託費	館内清掃建築物環境衛生業務20,460、空調衛生設備保守3,370、中央監視盤1,606、消防設備保守1,600、ELV・自動ドア保守1,982、展示機器類保守3,808、からくり時計保守800、警備委託・庭園管理ほか委託1,960	35,586
	上下水道	上水道734、下水道342	1,076
	修繕費	童謡館設備1,500、おもちゃ館設備1,500	3,000
	その他経費	備品購入費3,000、消耗什器備品費300、支払い負担金180、雑費50	3,530
	光熱費	電気代12,672（うち施設分面積割12,408）、ガス代7001（〃6,854）	19,262
	文化事業費		30,483
	童謡・唱歌に関する事業	別紙内訳のとおり	10,805
	おもちゃに関する事業	別紙内訳のとおり	10,732
童謡館とおもちゃ館の共同事業	別紙内訳のとおり	8,946	
財団管理費	理事会費509（非常勤役員報酬332）、事務局費2,945（うち事務所分電気代264、〃ガス代147）	3,454	
特定資産取得支出	基金利息分を積立	45	
支出合計（B）			214,174

令和8年度事業費内訳書（財源区分付き）

（単位：千円）

事業名	金額	（財源区分）			
		県	市	財団	基金
受託施設管理事業					
施設管理費（光熱費除く）	55,502	27,751	27,751		
光熱費負担額	19,262	9,631	9,631		
童謡館修繕費	1,500	1,500			
おもちゃ館修繕費	1,500		1,500		
備品購入費	3,000				3,000
小計	80,764	38,882	38,882	0	3,000
童謡・唱歌に関する事業					
唱歌教室	690	590		100	
童謡コンサート	853	853			
童謡・唱歌普及事業	2,809	2,759		50	
童謡・唱歌調査研究	3,410	1,783		450	1,177
童謡・唱歌資料収集	1,203	1,203			
【新】フォイリツヒ活用	245	245			
【基金】童謡サミット	1,595				1,595
小計	10,805	7,433	0	600	2,772
おもちゃに関する事業					
おもちゃづくり体験	4,704		2,704	2,000	
おもちゃの病院&銀行	317		316	1	
おもちゃ文化普及	2,452		2,342	110	
おもちゃ調査研究	695		692	3	
おもちゃ資料収集	1,379		1,379		
【基金】怪しき奇しきもの	1,185				1,185
小計	10,732	0	7,433	2,114	1,185
童謡館とおもちゃ館の共同事業					
入館促進事業	3,120			3,120	
アウトリーチ	388			388	
広報事業	5,438	879	879	3,680	
小計	8,946	879	879	7,188	0
人件費	99,428	44,030	44,030	8,166	3,202
法人管理費（光熱費除く）	3,043			3,043	
光熱費負担額	411			411	
合計（光熱費除く）	194,456	81,593	81,593	21,111	10,159
光熱費計	19,673	9,631	9,631	411	0
特定資産取得支出（基金利息分を積立）	45			45	
総事業費	214,174	91,224	91,224	21,567	10,159

文化事業の実施計画（R8年度）

文化事業の実施についての基本方針

文化事業の実施に際しては、わらべ館のキャッチフレーズである「すべての子どもたちと子どもの心を忘れないすべての大人たちのために」をキーワードに、次の3点を事業運営の柱に、利用者に愛され親しまれる施設となるよう全力を注ぎます。

- 「童謡・唱歌とおもちゃ」をテーマとしたミュージアム
- 国の内外に誇りうる鳥取の重要な文化観光施設
- 子どもから高齢者までの重要な生涯学習施設

童謡館事業

包括的な童謡文化の体験の場を広く一般に提供し、童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する童謡館の設置目的を果たすため、次に掲げる事業を行います。原則として館内で開催するイベント等は入館料のみで参加できるものとしますが、受益者負担の観点から材料代等の参加料を徴収する場合は営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

（1）童謡・唱歌体験事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、童謡・唱歌に親しむ機会を提供するため、実際に童謡・唱歌を歌ったり聴いたりすることの出来る体験活動を実施します。童謡館で定期、臨時の唱歌教室を開催するほか、希望する団体や施設を募り、現地に向いてのコンサートを実施するなどして、童謡・唱歌の普及と愛好者人口の拡大に努めます。出演者等には地元の音楽家を積極的に起用し、音楽活動の場を提供することにより地域文化の振興を図ります。

唱歌教室



昭和初期の尋常小学校を再現した童謡館の木造教室において、当時の「音楽」の教科である「唱歌」の模擬授業が体験できる唱歌教室を開催します。“唱歌の先生”のオルガンに合わせ、岡野貞一や田村虎蔵の曲のほか季節の唱歌を歌います。唱歌・童謡のほかに歌謡

曲なども取り入れ「いろいろな歌をたくさん歌いたい」というシニア層の期待に応えます。

毎週 1 回金曜日もしくは土曜日に開催するほか、団体利用者の来館時には希望に応じて臨時開催を行い、広く唱歌に触れる機会を提供します。団体向けの唱歌教室では、わらべ館オリジナルの唱歌集を教科書として使用し、希望者には廉価（100 円）にて販売も行います。地域文化の発展のため、“唱歌の先生”には地元の音楽関係者を起用し、曲目や構成について相談しながら進めます。

開催場所	回数	事業費
木造教室	定例開催	60 日
	臨時開催	80 日

童謡コンサート

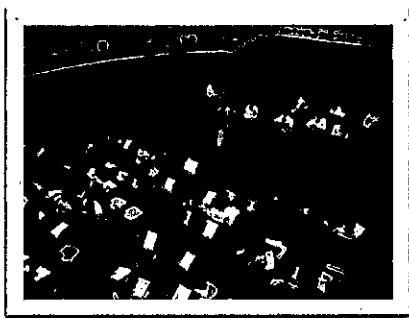
県内で活動する声楽家やピアニスト等の地元の音楽家を“わらべ館童謡・唱歌推進員”に任命し、県内の保育園や小学校、公共ホール等に二人一組で派遣します。わらべ館以外で童謡コンサートを開催することにより、普段わらべ館までなかなか来られない遠方の方にも童謡・唱歌の魅力に触れていただく機会を提供します。子どもから大



人まで多くの方に参加していただくことにより童謡・唱歌の普及啓発を図ります。いべんとほーるで行っているコンサートのリハーサルを可能な範囲で公開し、希望者は誰でも無料でコンサートを観覧できるよう来館者へのサービスを拡充します。なお、毎年定期的を開催する会場については、昨年度までと同様、県立童謡館と鳥取世界おもちゃ館の共同事業のアウトリーチ活動に位置付けます。

開催場所	回数	事業費
県内の保育園や公共ホール等	年間 10 会場程度および わらべ館	853 千円

童謡・唱歌普及事業



土日祝日を中心に館内で童謡・唱歌を切り口としたさまざまなコンサートや音楽イベントを開催し、わらべ館への来館を促すとともに、利用者に童謡・唱歌の魅力を伝えます。参加体験型のイベントを多く実施し、参加者の実体験に基づく生きた童謡・唱歌の普及に取り組みます。出演者には

地元の音楽家や演奏グループを積極的に起用し、演奏活動の場を提供します。

また、いべんとほーるを会場に、プロのアーティストやパフォーマーを招き、地方にあっては採算等の面で触れる機会の少ない高いレベルの演奏を低廉な価格で提供します。高齢者のフレイル予防に歌唱が勧められる昨今、歌声喫茶などのシニア向けイベントの拡充にも引き続き力を入れます。

開催場所	回数	事業費
館内及び市内の公共ホール等	土日祝を中心に通年で開催	2,809 千円

新・フォイリッヒピアノ活用事業



令和8年3月にオーバーホール完了予定のフォイリッヒピアノを活用する事業を行います。

ソロや連弾でのピアノコンサートのほか、職員の伴奏で歌集を手に歌う催し、夏休みや鳥取市の体験的学習休業日等を中心に来館者による“弾いてみよう”イベントを実施します。

開催場所	回数	事業費
童謡コーナー	土日祝、長期休みなどで 6回を予定	245 千円

(2) 調査研究、資料収集事業



「故郷」を作曲した岡野貞一や「言文一致唱歌」を提唱した田村虎蔵、大阪音楽大学を創立した永井幸次など、近現代において童謡・唱歌の著名な音楽家が輩出した「童謡・唱歌のふるさと鳥取」。その拠点施設としての情報発信を行うため、郷土の音楽家ゆかりの資料や童謡・唱歌全般に関する資料の収集を進め、童謡・唱歌専門員による調査研究を行います。また、年に一度、その年の活動の成果をまとめた研究情報誌『音夢 (おとむ)』を発行します。

調査研究事業

鳥取県ゆかりの音楽家をはじめ、童謡・唱歌全般に関する調査研究を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、知識情報の集積を図ります。年一回開催する童謡・唱歌講演会には、第一線で活躍する研究家や有識者を招き、童謡・唱歌の貴重なエピソードや知られざる裏話を紹介します。また、一年間の活

動の成果を研究情報誌『音夢（おとむ）』にまとめ、関連施設や教育機関、希望者に無償で配布します。

同時に、調査研究や資料収集の成果を活かして、幅広い世代への啓発普及を図ります。学生や研究者等へのレファレンスに応じるほか、団体向けには専門員による体験プログラム「鳥取の音楽家について学ぼう！」等の開催等、年度ごとに効果的な手法を検討しながら啓発普及に取り組みます。



開催場所	回数	事業費
講演会 いべんとほーる	年 1 回	3,410 千円
体験プログラム 木造教室	申込に応じて随時	
レファレンス ライブラリー	随時	

資料収集事業

年度ごとの資料収集方針に沿って計画的な資料収集を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設としての機能の強化、顕彰施設としての内容の充実を図ります。大学教授や音楽教諭等の外部の有識者からなる資料収集委員会を組織し、資料収集方針の策定等に外部の専門家の視点を取り入れます。資料収集の基本方針としては、郷土の音楽家にまつわる資料を積極的に収集するとともに、現代の子どものうたである小中学校の音楽教科書を重点的に収集します。童謡・唱歌に特化した常設展示を持つ国内唯一の施設として、収蔵資料の充実に努め、童謡館展示のより一層の内容の充実を図ります。

開催場所	回数	事業費
古書店からの買い入れ、個人 団体からの寄贈受け入れ等	通年	1,203 千円

(3) 展示事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、鳥取県が顕彰する 14 人の音楽家（岡野貞一、田村虎蔵、永井幸次、足羽章、稲葉谷猛、木村信之、小泉恵、鈴木義祖、高木東六、三上留吉、村尾義晴、保田正、杉谷代水、由木康）をはじめ、時宜に応じて



県内外の音楽家、童謡詩人らの業績を顕彰し、童謡・唱歌に対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。併せてレクチャーコンサートや展示解説等の関連イベントも行い、企画展の見どころなどを分かりやすく伝えます。

企画展

作品の発表年や音楽家・詩人の生没年等、その年々に節目を迎える作品や人物を題材に、専門員が定めたテーマに沿って年3回の企画展を開催します。収集した資料の中で、調査研究の成果が発表できるものについては、企画展の中で取り上げます。令和8年度は唱歌「故郷」等を作詞した国文学者高野辰之の生誕150年に関する展示や、童謡「夕日」の作詞者葛原しげるの生誕140年にちなんだ展示などを予定しています。また企画展の関連イベントとして、テーマに合わせたミニコンサート等参加型のプログラムを実施し、内容に合わせて子どもも展示資料に親しめる手法を取り入れるなど、多くの方に企画展を見に来ていただけるよう工夫します。



開催場所	回数	事業費
うたの広場	年3回	-

※事業費は調査・研究事業の費用の中で実施

おもちゃ館事業

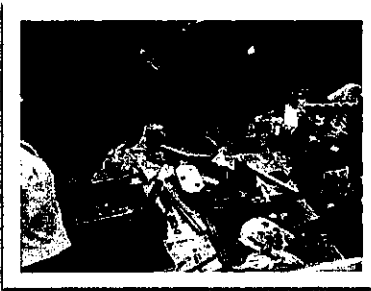
包括的なおもちゃ文化の体験の場を広く一般に提供し、おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資するおもちゃ館の設置目的を果たすため、次に掲げる事業を行います。原則として館内で開催するイベント等は入館料のみで参加できるものとしますが、受益者負担の観点から材料代等の参加料を徴収する場合は営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

(1) おもちゃ文化体験事業

「おもちゃと遊び」をテーマとした様々な参加、体験型の事業を実施し、世代や性別を超えたおもちゃ文化の体験の場を提供します。さまざまな角度から、おもちゃ文化に親しむ機会を提供するため、利用者参加型の体験活動を重視します。企画等には地元の作家等を積極的に起用し、活動の場を提供することにより地域文化の振興を図ります。

おもちゃづくり体験

工作スタッフの指導を受けながら、年中児程度から木工作が楽しめるおもちゃづくり体験を2階のおもちゃ工房で提供します(券売機で工作チケットを販



売)。工房を使った特別なイベントの開催時や、平日の団体受け入れ等の貸し切り時を除き、開館日は原則としてほぼ毎日工作等が体験できます。工作を通しておもちゃづくりを通じたものづくりの楽しさや、工具の使い方、おもちゃの仕組みやその工夫を伝えます。

- ・キットの種類：16種類
- ・9ピースジグソー290円ほか
- ・工作指導スタッフとして、学生などをアルバイト雇用します。

開催場所	回数	事業費
おもちゃ工房	原則毎日開催	4,704 千円

おもちゃの病院

利用者の持ち込む壊れたおもちゃを、ボランティアのおもちゃドクターが修理する「おもちゃの病院」を毎月定期的で開催します。おもちゃ修理を通して、物を大切にする心やおもちゃの仕組みに対する興味関心を喚起します。修理は原則無料で行いますが、必要に応じて部品代等の実費を徴収することがあります。



開催場所	回数	事業費
エントランスホールい べんとほーる他	12 回（毎月 1 回）等	317 千円

おもちゃ文化普及事業

土日祝日や児童の長期休暇にあわせて、おもちゃと遊びをテーマとした参加体験型のイベントを開催し、常設展示とはひと味違ったおもちゃの魅力を伝えることで、わらべ館への来館を促すとともに、おもちゃ文化の普及に努めます。

開催場所	回数	事業費
いべんとほーる、エントラン スホール、おもちゃ工房等	土日祝日、夏冬 長期休暇等	2,452 千円

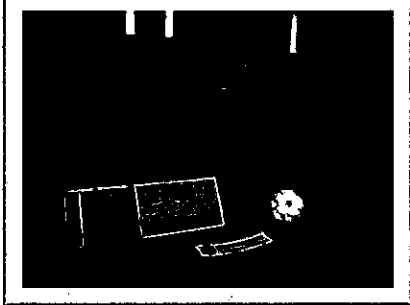
(2) 調査研究、資料収集事業

平成元年に開催された「'89 鳥取・世界おもちゃ博覧会」の顕彰施設として、世界各地のおもちゃ資料を収集、保管するとともに、おもちゃ専門員による調査研究を行います。

調査研究事業

おもちゃの収集資料や遊びに関する調査、研究を進め、その成果を展示やレファレンス等に反映します。ホームページ等で継続的に情報を発信することで、おもちゃをテーマとする拠点施設としての充実を図ります。また、人形玩具学会等の研究会、研修への参加、発表なども積極的に行うとともに、研究者、類似施設等との連携を深め、調査研究活動に活かします。

専門家や研究者による講演や実演、ワークショップを行う「遊ゆう学舎」を開催し、



遊びと学びのより深い理解を得る機会とします（キット代等徴収する場合あり）。わらべ館のエントランスホールを「エントランスギャラリー」として一般に開放し、おもちゃやホビーに関連するものづくりやコレクションの展示、情報交流の場として提供します。

開催場所	回数	事業費
遊ゆう学舎：いべんとほーる	1 回	695 千円
エントランスギャラリー：エントランスホール	3 回程度	

資料収集事業

前掲の資料収集に関する考え方を基に、国内外のあらゆるおもちゃ資料の収集に努め、おもちゃの拠点施設としての展示内容をさらに充実させます。わらべ館

の収集品で日本のおもちゃの歴史の変遷が説明可能となるよう、時代を象徴するおもちゃや、最新技術を搭載したおもちゃ、館の収集方針（次項参照）に則った資料の収集に力をいれます。また、それら収蔵資料のデータベースを公開することで、資料の文化的価値を共有し、有効利用に繋がります。さらに、外部からのレファレンスにも対応できるよう、おもちゃや遊びに関する論文、文献、古書類と人的資源の情報等も収集の対象とします。

収蔵庫の温湿度管理を徹底し、最適な保存環境に努めます。資料収集委員会における助言、指導を参考に資料収集方針に則った玩具資料を購入するとともに、寄贈の呼びかけも行います。収集した資料は適正な管理のもと、常設展や企画展等の展示・参考資料として調査・研究に活用します。

◆わらべ館のおもちゃ資料収集方針

(1) おもちゃ資料の収集

- ① 日本のおもちゃ（江戸期～現代）
- ② 鳥取のおもちゃ（郷土玩具、現代作家の作品など）
- ③ 世界（特に「環日本海」：ロシア・モンゴル・中国・朝鮮半島）のおもちゃ
- ④ 千支の郷土玩具

(2) おもちゃや子どもの遊びに関連する県内の人的資源・素材の情報収集

- ① 県内のおもちゃ・人形作家、その他関連する作家・技能者・組織についての情報収集と連携
- ② 県内産のおもちゃ素材に関する情報の収集

令和8年度の重点的な収集対象：「青い目の人形」（昭和9年）関連、柳屋関連（文献等）

開催場所	回数	事業費
玩具：玩具店・古物商・古書店等 より購入、個人や団体等からの寄贈	通年	1,379 千円

(3) 展示事業

「'89 鳥取・世界おもちゃ博覧会」の顕彰施設として、おもちゃに対する興味関心を広く一般に喚起するため、常設展示に加えテーマを定めた企画展を開催します。

おもちゃと遊びの企画展

収集したおもちゃの中で、調査、研究が終わり、その成果が発表可能となった資料や、遊びに関する資料を中心に企画展を開催します。また、外部から資料を借りるなど、地域にとって貴重なおもちゃ資料の観覧の機会を設け、その資料的価値を周知します。企画展の期間中には関連イベントを開催し、展示への興味を喚起する取り組みを実施します。調査報告書『万遊鏡』の発行（web）により、それらの展示資料に関する情報発信も行います。



企画展・特別展のテーマ

「柳屋と REPRODUCT YANAGIYA」「『世界遊戯法大全』partIII」「たんけん
わらべのまち」「未の郷土玩具展」「光学玩具のいろは」等

開催場所	回数	事業費
ギャラリー童夢、エントランス ホール	4～5回	一千円

童謡館とおもちゃ館の共同事業

童謡館と鳥取世界おもちゃ館を一元的に管理するメリットを活かし「わらべ館」として、両館の魅力を伝える事業と広報事業を行います。童謡・唱歌とおもちゃの相乗効果による利用促進を図り、館内利用を通じた幅広い層への童謡・唱歌とおもちゃ文化の一体的な普及を目指します。

入館促進事業

自転車の荷台に載せた昔ながらの紙芝居や親子で楽しめる舞台や映画の上映、鉄道模型の展示等、世代を問わず楽しめるわらべ館ならではの魅力溢れるイベントを開催し、わらべ館への誘客を図ります。プロの出演者の他、地元の団体と共同で季節の行事や催しに合わせたタイムリーな参加型イベントを開催します。また、紙芝居やわらべうたあそび等の登録ボランティアによる少人数対象のミニイベントを開催し、日々気軽にわらべ館に足を運んでもらえるよう工夫します。

ミュージアムグッズとして、わらべ館オリジナルのクリアファイル（鳥取張子の面・昭和初期の双六 各 200 円）、手ぬぐい（800 円）に加え、要望の多い木製の独楽を販売し、売上は事業費に充当します。

開催場所	回数	事業費
いべんとほーる、 エントランスホール	通年	3,120千円

アウトリーチ事業



館外からの依頼に基づき、企画員や専門員、童謡・唱歌推進員等をコミュニティや公共施設等に派遣し、童謡とおもちゃ文化の普及に努めます。鳥取の音楽家についての講義や、コンサート、おもちゃの実演や指導解説等、依頼元の要望と調整しながら派遣先に合わせた体験プ

ログラムを組み立て、館の魅力を伝えます。

開催場所	回数	事業費
県内外の公共施設、 学校等	通年	388 千円

広報事業

旅行情報誌やフリーペーパー、インターネット等の各種媒体を通じて、県内外に向けたわらべ館の紹介やイベント情報の告知を行い、知名度の向上と利用促進を図ります。県東部の園児や小学生、年間パス会員に向けては2か月に1回、GWや夏休み前には全県下の園児と小学生にイベントカレンダーを送付してイベント情報の告知を行います。

また、鳥取砂丘や市内の宿泊施設等に積極的に入館割引券の設置を行い、県東部地域を訪れる観光客に対し誘客を図ります。GWや夏休みに多くなる県外客に向けては、関西圏のファミリー層をターゲットに、旅行情報誌や旅行サイト等に館の認知度アップに向けた広告を出稿します。

さらにHPの見やすさにも配慮し、適時の更新を行うとともに、若年層が利用するSNSも活用し、幅広い層への情報発信に努めます。わらべ館のキャラクター（夢兎・ロビット）を活用した県市や観光事業者による広報事業にも積極的に参加します。

開催場所	回数	事業費
県内及び関西圏インターネット	通年	5,438 千円

関係機関と連携した取り組み

高等学校・大学等の教育機関や有識者、童謡・唱歌に関係の深い施設や団体と連携し、ネットワーク作りを進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として機能拡充に取り組みます。

館が行う教育普及事業の一つとして、中学・高校等複数校の職場体験の受け入れ、大学等から学



芸員資格取得のための博物館実習生の受け入れを行います。（令和8年度受け入れ予定1名）。また、学校や機関を通して、あるいは個人的にボランティア活動を望む方々に、当館のイベントの進行や支援、資料管理作業を依頼し、活躍の場を提供します。

<主な取り組み事例>

- ・全国各地の童謡、唱歌の作詞家や作曲家をテーマとした記念館等との交流や情報交換、資料の貸し借り等。
- ・鳥取県内の大学や高等学校など、県内の教育機関との連携イベントの共催等。
- ・県内の合唱団や音楽グループ等との連携イベントの共催等。
- ・地域団体等との参加型イベント事業の企画協力等。
- ・鳥取砂丘こどもの国やとっとり花回廊との入館料の相互割引による利用促進。
- ・鳥取県ミュージアム・ネットワーク加盟館同士の入館料の相互割引等による利用促進。

このほか施設の社会的役割を果たすため、地域住民、文化団体、学校教育機関等と連携した事業の実施に積極的に取り組みます。

基金事業

委託事業とは別に、鳥取県立童謡館基金と鳥取世界おもちゃ館基金を財源に童謡・唱歌とおもちゃの魅力を伝えるさまざまな文化事業を実施します。当年度に計画している基金事業は次のとおりです。

童謡唱歌サミット ひろげよう歌の輪コンサート（仮）

全国各地で童謡唱歌を歌い継ぐ活動をしている合唱団を公募してコンサートを開催します。本公演は単なるコンサートではなく、各団体に団の活動紹介を含めた発表をしてもらい、お互いの活動を知り、交流する場とします。また開催を通

じて、わらべ館を全国の愛好者の方に知ってもらう一助とするため、コンサート終了後、交流会前にわらべ館見学の時間を設けます。

開催場所	回数	事業費
いべんとほーる	10月11日 1回	1,595千円

童謡唱歌サミットとは

平成3年に岡野貞一の没後50年を機に鳥取県が初めて開催。その後、各県の持ち回りで開催されることになり、平成17年の富山大会まで15回続く。中断もありつつ、平成21年からはコロナ禍をのぞいてNPO法人日本国際童謡館により横浜で独自開催されてきた。

鳥取県立博物館・渡辺美術館との3館連携企画展「怪しき奇しきものたち」(仮)

鳥取県ミュージアムネットワークに加盟する3館で類似テーマを夏季長期休みに設定し、お互いが強みとする所蔵資料を展示公開することで、民俗(県博)、美術(渡辺美術館)、おもちゃと遊び(当館)の総合的な資料で構成される企画展。

開催場所	回数	事業費
エントランスホール	7月11日～8月26日 1回	1,185千円

(参考様式4)

令和8年度 県立童謡館及び鳥取世界おもちゃ館施設職員に係る処遇改善計画明細書

(単位:円)

令和8年度処遇改善に係る上限額 A	前年度処遇改善計画上の 処遇改善後人件費 B		令和8年度処遇改善後人件費 C		処遇改善額 D (C-B)	処遇改善率 D' (D/B)	給与月額改善額 E (C'-B')	給与月額改善率 E' (E/B')	処遇改善に係る 予算執行率 (D/A)	令和8年度 処遇改善に係る 指定管理料
	年間人件費 B	平均給与月額 B'	年間人件費 C	平均給与月額 C'						
-	96,710,618	283,994	99,414,014	289,918	2,703,396	2.8%	5,924	2.1%	-	-

※B、C欄には、基本給、賞与、時間外手当等の各手当、事業者負担の社会保険料等の法定福利費を含む人件費総額を記入すること。

※B'、C'欄には、基本給、時間外手当等の各手当を含む1人あたりの平均給与月額を記入すること(賞与を除く)。

※「処遇改善に係る指定管理料」は、「処遇改善に係る上限額 A」の範囲内とする。

※初年度分については、「前年度処遇改善計画上の処遇改善後人件費」を「令和n年度収支計画」とする。

